

# 調布市東部公民館成人家級開設基準

令和元年5月1日一部改正  
令和2年4月1日一部改正  
令和4年4月1日一部改正  
令和5年5月1日一部改正

## 1 開設の趣旨

市民の自主的な企画・運営と自発的な相互学習・共同学習を基盤とした社会教育を推進・支援するため、東部公民館に調布市成人家級（以下「学級」という）を開設する。

## 2 開設の条件

- (1) 開設期間は、5月から翌年の3月までとする。
- (2) 学級の学習テーマは、教育・福祉・環境等社会生活に関するもの及び市民の教養や生活文化を向上させることに関するものとし、年間の学習計画を立てることとする。ただし、政治・宗教活動及び営利を目的とするものは認めない。
- (3) 学級運営は、開設期間内に学習をまとめるよう、学習テーマにしたがい年間学習計画に沿って行うものとする。
- (4) 学級の構成人数は、原則として8人以上、市内に在住・在勤・在学する者とする。
- (5) 学習回数（時間）は、開設期間内で10回以上（20時間以上）、おおむね15回までとする。ただし、学習以外の会合（懇親会・文化祭準備等）は学習回数に含めない。
- (6) 学級運営上、保育を必要とする場合は、4の「申請」(2)及び5の「助成の範囲」(3)に基づいて学習日に保育を行うことができる。
- (7) 東部地域文化祭に参加すること。
- (8) 公開講座等を実施し、地域に還元すること。

## 3 学級の展開

- (1) 学級生が、互いに発表者または学習者になること（相互学習）を基本に、年間のテーマを決めて学習する。
- (2) 学習テーマは、具体的な内容にする。
- (3) 1年間で完結するような計画性に富んだ学習にする。
- (4) 専門家に依存するような学習でなく、あくまでも専門家は助言者とし、学級生自身の自発的な勉強と発表、すなわち相互学習を目的とした形態を維持する。

## 4 申請

学級は申請に基づき、これを承認したときに開設する。学級数は、成人家級と高齢者学級を合わせて3学級までとする。

(1) 申請者（グループの代表者）は、下記の書類を公民館長あてに提出すること。

- ①学級開設申請書
- ②学習計画書
- ③学級生名簿
- ④前年度の収支報告書
- ⑤今年度の収支計画書

(2) 保育は申請に基づき、これを承認したときに実施する。

希望する場合は、開設申請の際に下記の書類を公民館長あてに提出する。提出はグループの代表者がまとめて行うものとする。

- ①公民館保育申請書
- ②保育申請書添付書類
- ③保育対象者名簿

## 5 助成の範囲

公民館は、学級の活動に対して、年度当初に承認された学習計画に基づいて、下記に定める範囲内で支援する。

- (1) 講師謝礼　　講師を招いての学習は、おおむね3回とし、謝礼は、1回あたり24,000円かつ年間40,000円を上限とする。
- (2) 施設使用　　学習計画に基づき、申請した公民館の施設をおおむね15回まで確保する。ただし、学習日の変更にともなう施設の確保については、各学級で手続きすること。
- (3) 保育支援　　保育が受けられるのは、1歳6か月以上学齢前の子どもで、公民館を会場とする場合に限り、予算の範囲内で支援する。

## 6 運営上の留意点

学級の運営にあたっては、次のことを遵守する。

- (1) 学習日、学級生及び当初の学習計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
- (2) 毎回、所定の出席簿を記入すること。
- (3) 「学習記録」は、毎回学習日以後1週間以内に提出すること。
- (4) 講師依頼書、謝礼等が必要な場合は、学習日の2週間前までに、所定の手続きを行うこと。
- (5) 1年間の学習が終わったあと、年間のまとめとしての「学習記録」を作成し、提出すること。
- (6) 同一学級を開設し、その助成を希望する場合は原則5年を限度とするため、計画的な学級運営に努めること。
- (7) その他、担当職員のサポートが必要な場合は時間的に余裕を持って相談すること。